

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10 - 1 - : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学が保有する教育、研究、診療等の活動の基盤となる資産は、平成 16 年 4 月の法人化時に国から承継したものである。平成 21 年 3 月 31 日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計額 129,902 百万円であり、負債は、固定負債及び流動負債の合計額 61,090 百万円である（資料 10 - 1 - A、別添資料 15）。債務負担金及び借入金に係る債務は、医学部附属病院が再開発期間中であり、建物及び設備について整備を行っているため増加傾向にあり、平成 21 年 3 月 31 日現在 34,409 百万円となっている。これらの債務は、償還計画に基づき、附属病院収入で確実に返済しているところである（別添資料 16）。

資料 10 - 1 - A 主な資産、負債及び資本等の推移 (単位：百万円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
固定資産	100,958	106,128	112,578	110,575	110,897
有形固定資産	100,360	105,820	112,271	110,248	110,625
無形固定資産	270	270	268	308	258
投資その他の資産	327	37	38	18	13
流動資産	11,399	16,043	13,649	15,886	19,005
現金及び預金	8,377	12,861	10,420	12,317	15,206
未収収入	2,733	2,926	2,885	3,333	3,575
その他の流動資産	289	254	343	236	223
固定負債	34,802	39,538	45,927	45,171	45,326
流動負債	11,660	14,586	12,284	14,261	15,763
資本金	66,954	66,954	66,954	66,954	66,954
資本剰余金	1,761	140	444	1,118	138
利益剰余金	702	1,232	1,506	1,192	1,996

出典：各年度貸借対照表から抜粋

別添資料 15 平成 20 年度貸借対照表
別添資料 16 債務償還計画

【分析結果とその根拠理由】

本学の平成 20 年度末現在の資産総額は、129,902 百万円であり、教育、研究、診療等の活動を安定して遂行できる資産を十分に満たしている。債務は、借入に係る償還計画に基づき、確実に返済しており、過大とはなっていない。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有し、また、債務が過大ではないと判断する。

観点 10 - 1 - : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支状況は、決算報告書（別添資料17）のとおりであり、本学の経常的収入は、授業料等の学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金等の自己収入と国から措置される運営費交付金で構成されている。運営費交付金収入、学生納付金収入、附属病院収入等（資料10 - 1 - - A）及び外部資金（資料10 - 1 - - B）の過去5年間の実績は、各資料のとおりであり、経常的収入を継続的に確保している。外部資金のうち、科学研究費補助金については、原則としてすべての教員が申請する仕組みを構築するとともに、同補助金に係る最新の情報や申請方法の説明会を毎年3回程度実施するなどの取組により、同補助金の受入額は毎年増加している。

資料 10 - 1 - - A 収入予算の推移

（単位：百万円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運営費交付金収入	16,385	16,723	17,174	16,457	17,569
自己収入等	20,531	21,760	22,543	24,034	25,227
学生納付金	5,577	6,351	6,328	6,351	6,367
附属病院収入	14,589	15,190	15,858	17,147	18,259
雑収入	365	228	357	536	601
受託事業等収入	2,312	2,441	2,541	3,323	3,524
寄附金収入	1,023	1,068	1,101	1,374	1,485
産学連携等研究収入	1,289	1,373	1,440	1,949	2,039
補助金等収入	0	163	291	555	1,156
施設費補助金収入	259	4,244	1,316	2,065	2,735
施設費借入金収入	3,115	5,615	8,148	937	3,055
承継剰余金	0	0	2	1	50
目的積立金取崩	0	245	469	808	396
合 計	42,602	51,200	52,484	48,180	53,712

出典：各年度決算報告書から抜粋

資料 10 - 1 - - B 外部資金の受入実績の推移

（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共同研究	240,225	248,932	280,397	322,753	346,947
受託研究	510,882	799,159	782,534	1,197,121	1,145,421
寄 附 金	1,023,294	1,068,162	1,100,367	1,211,178	1,419,462
科学研究費補助金	1,260,276	1,441,148	1,279,420	1,414,955	1,570,170
合 計	3,034,677	3,557,401	3,442,718	4,146,007	4,482,000

注 1：寄附金については、寄附講座分を含み、熊本大学基金を含まない。

注 2：科学研究費補助金については、特別研究員奨励費を含まない。

出典：熊本大学概要等を基に作成

別添資料 17 平成 20 年度決算報告書

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金収入は、適正な入学者数の確保に努めており、安定した収入を確保している。附属病院収入は、平均在院日数を短縮し新入院患者を増やすことなどにより収入増を図っている。外部資金等は、法人化後、受入額が増加している。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入等について、継続的かつ安定的に確保されていると判断する。

観点 10 - 2 - : 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、中期計画において予算、収支計画、資金計画を作成し、経営協議会等の議を経て役員会で決定後、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。各年度の年度計画においても、中期計画と同様に予算、収支計画、資金計画を作成し、経営協議会等の議を経て役員会で決定後、文部科学大臣に届け出ている。予算編成の基本方針（別添資料 18）及び予算配分の方針（別添資料 19）に基づき予算案を作成し、経営協議会等の議を経て役員会で決定している。なお、予算編成の基本方針等については、部局長等連絡調整会議等での協議を通じて、学部長等へ周知し、各部署の教授会等で報告している。

別添資料 18 平成 21 年度予算編成の基本方針
別添資料 19 平成 21 年度予算配分の方針

【分析結果とその根拠理由】

中期計画及び年度計画において予算、収支計画、資金計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けている。予算編成の基本方針及び予算配分方針に基づき予算案を作成し、役員会で決定し、各部署の教授会等で報告している。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 10 - 2 - : 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の収支状況は、損益計算書（別添資料 20）のとおりであり、法人化後の収支状況の推移は、資料 10 - 2 - - A のとおりである。平成 19 年度は、減価償却費の増加等により経常費用が経常収益を上回っているが、当期総利益では、目的積立金の計画的な執行により、利益を計上している。各部署等では、予算執行計画を作成し計画的に執行している。全学的に経費節減（資料 10 - 2 - - B）に努めるとともに、本学独自の事業を円滑に実施する目的で発生した剰余金は、文部科学大臣により承認された額を目的積立金として積み立てている。

資料 10 - 2 - - A 収支の推移

（単位：百万円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	39,200	40,208	42,137	44,506	45,079
経常収益	39,266	40,790	42,497	44,347	45,993
経常利益	65	581	360	159	913
臨時損失	2,480	45	39	2	54
臨時利益	3,117	5	18	3	54
当期純利益	702	542	338	158	913

出典：各年度損益計算書から抜粋

資料 10 - 2 - - B 経費節減のための取組（代表例）

・クールビズ実施による夏場のエアコン抑制	・電力料金のメニューの見直し	・夏季一斉休業の実施に伴う光熱水料の抑制
・複数年契約導入等の調達方法の見直し	・長期休業期間中の待機電力の抑制	ほか

出典：施設部資料等を基に作成

別添資料 20 平成 20 年度損益計算書

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年度を除く各年度の収支状況は、経常収益が経常費用を上回っている。予算執行は、予算執行計画に基づき計画的に執行するとともに、経費削減について全学的に取り組んでいる。

以上のことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点 10 - 2 - : 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

予算編成の基本方針（別添資料 18）及び予算配分の方針（別添資料 19）に基づき、各部局等に予算を配分している。学内の競争的環境を創出することにより教育研究等の一層の活性化を図るため、学長裁量経費等の特別配分経費を設けている（別添資料 21）。特別配分経費は、学長を中心に理事等で審議し、適切な資源配分に努めている。施設・設備等は、キャンパスマスタープラン（前掲資料 8 - 1 - - C）に基づき、全学的経費により整備している。

別添資料 18 平成 21 年度予算編成の基本方針
別添資料 19 平成 21 年度予算配分の方針
別添資料 21 平成 21 年度戦略的経費等要求総表

【分析結果とその根拠理由】

予算編成の基本方針及び予算配分方針に基づき、各部局等に予算を配分している。特別配分経費は、十分な審査を経て配分額を決定している。施設・設備等は、キャンパスマスタープランに基づき整備している。

以上のことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10 - 3 - : 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の平成 19 事業年度の財務諸表等は、平成 20 年 6 月 27 日付けで文部科学大臣に提出し、平成 20 年 9 月 16 日付けで承認を受けた。これを受け、国立大学法人会計基準第 35 条の規定に基づき、官報及び公式ホームページへ掲載し、一般の閲覧に供している（資料 10 - 3 - - A）。

資料 10 - 3 - - A 財務諸表等の公表状況 (<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/daigakugaiyou/unei/zaimu/>)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

法令に基づき、財務諸表等を文部科学大臣へ提出し、承認を受けている。これを受け、官報及び公式ホームページに掲載し、一般の閲覧に供している。

以上のことから、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

観点 10 - 3 - : 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

財務に対する会計監査は、監事監査、会計監査人による監査及び監査室による内部監査を実施している。監事監査は、本学の監事監査規則（資料 10 - 3 - - A）に基づき監事により、また、会計監査人監査は、文部科学大臣が選任した監査法人により、いずれも国立大学法人法第 35 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を実施している（資料 10 - 3 - - B, C）。内部監査は、内部監査規則（別添資料 22）に基づき、定期的実施している。

資料 10 - 3 - - A 国立大学法人熊本大学監事監査規則（抜粋）

<p>(趣旨) 第 1 条 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 11 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)の監事が行う監査及び意見の提出は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(監査の目的) 第 2 条 監査は、本学の会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(監査の対象) 第 4 条 監査は、本学の業務及び会計について行う。</p> <p>(監査の種類) 第 5 条 監査は、業務監査及び会計監査とする。</p> <p>2 業務監査は、年間を通じて随時行う。 3 会計監査は、原則として、毎月及び年度決算時に行う。ただし、監事が必要と認めた場合は、随時に監査を行うことができる。</p> <p>(監査の方法) 第 6 条 監査は、書面、実地その他適切な方法により行う。</p> <p>(監査計画) 第 7 条 監事は、毎事業年度監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出するものとする。ただし、随時監査については、この限りでない。</p> <p>(監査結果報告書の作成等) 第 11 条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づいて監査結果報告書を作成し、遅滞なく学長に提出しなければならない。 2 学長は、監査の結果報告に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。</p> <p>(意見の提出) 第 12 条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。この場合において、文部科学大臣に意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。</p>
--

出典：国立大学法人熊本大学監事監査規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 10 - 3 - - B 平成 19 年度監事監査報告書（平成 20 年 6 月 26 日）

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakujouhou/daigakugaiyou/jouhoukoukai/hyoka_kansa/img/h19kanjikansa.pdf)

<p>監査報告書</p>
<p>私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人熊本大学の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の業務について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。</p> <p>1. 監査方法の概要 私ども監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）から事業の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。また、法人の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。</p> <p>2. 監査の結果 (1) 役員の職務執行に関し、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。 (2) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 (3) 事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。 (4) 財務諸表及び決算補報告書は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。</p>

出典：平成 19 年度監事監査報告書から抜粋

資料 10 - 3 - - C 平成 19 年度監査人監査報告書 (平成 20 年 6 月 18 日)

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakujuhou/daigakugaiyou/jouhoukoukai/hyoka_kansa/img/h19kansaninkansa.pdf)

独立監査人の監査報告書

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は学長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の業務基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることを十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第 4 期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第 3 期事業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人熊本大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(第 4 期事業年度の会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

出典：平成 19 年度監査人監査報告書から抜粋

別添資料 22 国立大学法人熊本大学内部監査規則

【分析結果とその根拠理由】

監事監査は、監事監査規則に基づき監事により実施され、会計監査人監査は、文部科学大臣が選任した監査法人により実施され、いずれも適正であるとの監査報告を受けている。内部監査は、内部監査規則に基づき、定期的かつ適正に監査を実施している。

以上のことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各年度の予算配分は、戦略的かつ効果的な予算配分を行うため学長裁量経費等の特別配分経費を設けるなど限られた資源を有効に活用し、学内の競争的環境を創出することにより教育研究等の一層の活性化を図っている。

大学における重要な外部資金である科学研究費補助金については、本学では原則としてすべての教員が申請する仕組みを構築するとともに、同補助金に係る最新の情報や申請方法の説明会を毎年3回程度実施している。これらの取組により、同補助金の受入額は毎年増加し、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が確保されている。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、教育研究活動を安定して遂行できる十分な資産を有している。学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金の受入れなど経常的収入を継続的に確保し、教育研究活動の安定的遂行に充てている。特に、外部資金の受入額は毎年確実に増加しており、財政基盤の強化に寄与している。なお、医学部附属病院については、現在、再開発中であり借入金が増加傾向にあるが、当該借入金は償還計画に基づき附属病院収入で確実に返済している。

大学の目的を達成するための活動に係る財政上の基礎として、中期計画及び年度計画において予算、収支計画、資金計画を作成するとともに、毎年度の予算配分は、予算編成の基本方針及び予算配分方針を策定している。これらの計画等は、経営協議会や部局長等連絡調整会議等の議を経るなど学内外の意見を聴取した上で役員会で決定している。各部局等は、教授会等で報告しており、関係者に対し明示している。

財務諸表は、文部科学大臣の承認後、速やかに官報及び公式ホームページに掲載しており、大学の財務状況を適切に公表している。

財務が適正であることを保証するため、法令等に基づき、監事監査、会計監査人監査及び内部監査を適正に実施している。このうち、内部監査は、平成 19 年 11 月に学長直属の独立した監査室を設置し、内部監査機能の充実を図っている。

国からの運営費交付金について効率化及び経営改善に係る減額が毎年行われる中、今後の財政状況はますます厳しくなることが見込まれることから、より一層の財源の確保及び経費の節減について、今後も積極的に取り組む必要がある。特に、医学部附属病院については、再開発により建物・設備の整備に要する経費が増加傾向にあることから、借入金等の債務の返済等が今後も確実に行われるよう、第2期中期目標・計画期間の運営費交付金の配分ルールを踏まえながら、病院収入の増収及び経費の節減の課題に適切に対応する必要がある。